

受託契約準則の一部変更

変 更	現 行
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第2章 取引の受託	第2章 取引の受託
第3章 証拠金	第3章 証拠金
第4章 反対売買又は受渡しによる決済等	第4章 反対売買又は受渡しによる決済等
第5章 委託者に対する通知等	第5章 委託者に対する通知等
第6章 取引の制限等	第6章 取引の制限等
第7章 雑則	第7章 雑則
第8章 ギブアップの特例	第8章 ギブアップの特例
第9章 とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例	第9章 とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例
第10章 一般大豆の受渡しによる決済の特例	第10章 一般大豆の受渡しによる決済の特例
第11章 コーヒー生豆の受渡しによる決済の特例	第11章 コーヒー生豆の受渡しによる決済の特例
<u>第12章 米穀の受渡しによる決済の特例</u>	新設
<u>第13章 オプション取引の特例</u>	<u>第12章</u> オプション取引の特例
第1節 オプション取引の受託	第1節 オプション取引の受託
第2節 削除	第2節 削除
第3節 オプション取引の決済等	第3節 オプション取引の決済等
第4節 オプション取引の委託者に対する通知等	第4節 オプション取引の委託者に対する通知等
<u>第14章</u> E F P取引の特例	<u>第13章</u> E F P取引の特例
<u>第15章</u> ブロック取引の特例	<u>第14章</u> ブロック取引の特例
<u>第16章</u> 直接接続方式による取引の特例	<u>第15章</u> 直接接続方式による取引の特例
附則	附則

変 更	現 行
<p style="text-align: center;">第 4 章 反対売買又は受渡しによる決済等</p> <p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日（とうもろこし、一般大豆、アラビカコーヒー生豆、<u>ロブスタコーヒー生豆及び米穀</u>にあつては当月限納会日の属する月の1日（休業日である場合は順次繰り上げる。）とし、Non-GMO大豆、小豆及び粗糖にあつては当月限納会日の属する月の15日（休業日である場合は順次繰り上げる。）とする。以下同じ）に委託者から受託取引参加者が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後4時までにその指示がないとき又はその指示が受託取引参加者が定める決済方法と異なるものであるときは、当該日時以降の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 反対売買又は受渡しによる決済等</p> <p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日（とうもろこし、一般大豆、アラビカコーヒー生豆<u>及びロブスタコーヒー生豆</u>にあつては当月限納会日の属する月の1日（休業日である場合は順次繰り上げる。）とし、Non-GMO大豆、小豆及び粗糖にあつては当月限納会日の属する月の15日（休業日である場合は順次繰り上げる。）とする。以下同じ）に委託者から受託取引参加者が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後4時までにその指示がないとき又はその指示が受託取引参加者が定める決済方法と異なるものであるときは、当該日時以降の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>5 (略)</p>

変 更	現 行
<p style="text-align: center;"><u>第12章 米穀の受渡しによる決済の特例</u></p> <p><u>(米穀の受渡しによる決済の特例)</u></p> <p><u>第43条の2 委託者は、米穀の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</u></p> <p><u>2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決定した日の午後4時まで</u>に受託取引参加者に差し入れるものとする。</p> <p><u>3 前項の取引受渡証拠金を差し入れた後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託取引参加者の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れるものとする。</u></p> <p><u>4 受託取引参加者は、前2項の規定により差し入れされた取引受渡証拠金について受渡代金等の調整完了の日まで留保することができる。</u></p> <p><u>5 委託者は、受渡日の前営業日の午後4時まで</u>に、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る受渡代金及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れるものとする。</p> <p><u>6 受託取引参加者は、委託を受けた米穀の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した倉荷証券を交付しなければならない。</u></p> <p><u>7 受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、法第220条第1項ただし書の規定により通知を要しない場合又は法第220条の4の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を当該委託者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 取引の種類</u></p> <p><u>(2) 上場商品構成物品の銘柄</u></p>	<p>新設</p> <p>新設</p>

変 更	現 行
<p>(3) 限月</p> <p>(4) 売付け又は買付け年月日</p> <p>(5) 売買枚数</p> <p>(6) 倉庫名</p> <p>(7) 倉荷証券番号</p> <p>(8) 成立した取引の約定値段</p> <p>(9) 格付差金</p> <p>(10) 受渡代金</p> <p>(11) 受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額</p> <p>(12) 諸勘定</p> <p>(13) 新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料</p> <p>(14) 差引受払金</p> <p>8 第18条第6項及び第7項の規定は、前項の書面による通知について準用する。</p> <p>9 前各項に規定する場合のほか、米穀の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び米穀受渡細則によるものとする。</p> <p>第13章～第16章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 この準則の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成23年7月12日）から施行する。</p>	<p>第12章～第15章 (略)</p>

受託契約準則の一部変更

変 更	現 行
目 次	目 次
第1章 総則	第1章 総則
第2章 取引の受託	第2章 取引の受託
第3章 証拠金	第3章 証拠金
第4章 反対売買又は受渡しによる決済等	第4章 反対売買又は受渡しによる決済等
第5章 委託者に対する通知等	第5章 委託者に対する通知等
第6章 取引の制限等	第6章 取引の制限等
第7章 雑則	第7章 雑則
第8章 ギブアップの特例	第8章 ギブアップの特例
第9章 とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例	第9章 とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例
第10章 一般大豆の受渡しによる決済の特例	第10章 一般大豆の受渡しによる決済の特例
第11章 コーヒー生豆の受渡しによる決済の特例	第11章 コーヒー生豆の受渡しによる決済の特例
第12章 米穀の受渡しによる決済の特例	第12章 米穀の受渡しによる決済の特例
第13章 オプション取引の特例	第13章 オプション取引の特例
第1節 オプション取引の受託	第1節 オプション取引の受託
第2節 削除	第2節 削除
第3節 オプション取引の決済等	第3節 オプション取引の決済等
第4節 オプション取引の委託者に対する通知等	第4節 オプション取引の委託者に対する通知等
第14章 E F P取引の特例	第14章 E F P取引の特例
第15章 ブロック取引の特例	第15章 ブロック取引の特例
第16章 直接接続方式による取引の特例	第16章 直接接続方式による取引の特例
第17章 <u>売買約定の取消しの特例</u>	(新 設)
附則	附則

第7章 雑則

(取次者の遵守事項等)

第37条 第1条第2項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定（第1条第2項（本文）、第5条第4項、第33条第2項、第35条、前条、第40条、第40条の2、第40条の2の2、第40条の2の4及び第40条の3を除く。）を準用するものとする。

2～7 （略）

第8章 ギブアップの特例

(ギブアップ)

第40条 ギブアップとは、取引注文を執行する受託取引参加者（以下この章において「付替元受託取引参加者」という。）に委託をして売買約定が成立した後又は市場取引参加者等（受託取引参加者、業務規程第164条第2号に定める市場取引参加者及び同条第3号に定める遠隔地市場取引参加者をいう。以下この章において「付替元市場取引参加者等」という。）の自己の計算による売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託取引参加者（以下この章において「付替先受託取引参加者」という。）又は他の市場取引参加者等（以下この章において「付替先市場取引参加者等」という。）に付替えることをいう。

(市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップの要件等)

第40条の2の4 第40条の2から前条までの規定にかかわらず、付替元市場取引

第7章 雑則

(取次者の遵守事項等)

第37条 第1条第2項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定（第1条第2項（本文）、第5条第4項、第33条第2項、第35条、前条、第40条、第40条の2、第40条の2の2及び第40条の3を除く。）を準用するものとする。

2～7 （略）

第8章 ギブアップの特例

(ギブアップ)

第40条 ギブアップとは、取引注文を執行する受託取引参加者（以下この章において「付替元受託取引参加者」という。）に委託をして売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託取引参加者（以下この章において「付替先受託取引参加者」という。）に付替えることをいう。

(新 設)

参加者等が自己の計算により成立した売買約定を当該付替元市場取引参加者等が委託している付替先受託取引参加者にギブアップしようとする場合又は付替先市場取引参加者等が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定を当該付替先市場取引参加者等の自己の計算による売買約定としてギブアップしようとする場合には、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者又は付替先市場取引参加者等のテイクアップ申出があることを条件にこれを行うことができるものとする。

2 付替元市場取引参加者等は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、付替先受託取引参加者に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。

3 付替元市場取引参加者等の自己の計算により成立した売買約定が、本所が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元市場取引参加者等と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元市場取引参加者等が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。

4 付替先市場取引参加者等が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定が、本所が付替先市場取引参加者等からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先市場取引参加者等と付替元受託取引参加者との間の委託が終了するものとする。

5 付替元受託取引参加者又は付替先受託取引参加者がギブアップに係る取引の委託を受ける場合には、次の各号に掲げる事項について、当該付替元受託取引参加者と当該付替先市場取引参加者等との間又は当該付替元市場取引参加者等と当該付替先受託取引参加者との間でギブアップに係る契約を締結するものとする。

(1) 委託手数料の額及び徴収方法

(2) テイクアップ申出を行わなかった場合の措置に関する事項

(3) 付替元市場取引参加者等から付替先受託取引参加者又は付替先市場取引参加者等から付替元受託取引参加者に対するギブアップに係る取引内容の報告に関する事項

6 前各項の規定は、取次者等と当該取次者等に委託の取次ぎの委託又は依頼を行った市場取引参加者等との間において準用する。

(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)

第40条の3 委託者が、第40条の2の規定に基づくギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、その都度、付替元受託取引参加者に対し、第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、第40条の2の3に基づく取次者に委託した外国商品先物取引業者に係るギブアップに係る取引の委託又は委託の取次ぎの委託の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「外国依頼者、取次委託者、委託者、付替元外国商品先物取引業者又は付替元取次者」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者、付替元取次者又は付替元外国商品先物取引業者」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前条に基づく付替先市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップに係る取引の委託の取次ぎの委託及び依頼の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「付替先市場取引参加者等」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者又は取次者等」と読み替えるものとする。

第17章 売買約定の取消しの特例

(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)

第40条の3 委託者が、第40条の2の規定に基づくギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、その都度、付替元受託取引参加者に対し、第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、前条に基づく取次者に委託した外国商品先物取引業者に係るギブアップに係る取引の委託又は委託の取次ぎの委託の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「外国依頼者、取次委託者、委託者、付替元外国商品先物取引業者又は付替元取次者」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者、付替元取次者又は付替元外国商品先物取引業者」と読み替えるものとする。

(新 設)

(新 設)

(売買約定の取消しの効果等)

第69条 本所が業務規程第221条及び第221条の2に基づき売買約定を取消したときは、当該取消された売買約定に係る委託者と受託取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。

2 委託者は、本所が業務規程第221条及び第221条の2に基づき売買約定を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある売買注文を発注した市場取引参加者等及び取引を委託した受託取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。

ただし、過誤のある売買注文の発注に際して、市場取引参加者等に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。

3 委託者は、本所が業務規程第221条及び第221条の2に基づき売買約定を取消したこと又は取消さないことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。

附則

第1条 第40条の2の4（市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップの要件等）、第17章（売買約定の取消しの特例）及び第69条（売買約定の取消しの効果等）の新設、第37条（取次者の遵守事項等）、第40条（ギブアップ）及び第40条の3（ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項）の変更は、主務大臣の認可を受けた日（平成23年7月29日）から施行する。

(新 設)